

第一号議案

令和六年第四回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十九条の規定により、知事から令和六年第四回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について意見を求められたので、別紙（案）のとおり回答する。

令和六年十一月二十六日提出

大分県教育委員会教育長 山田 雅文

提案理由

知事から照会のあった令和六年第四回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について、別紙（案）のとおり回答したいので提案する。

案

教委教改第 号
令和6年11月 日

大分県知事 佐藤樹一郎 殿

大分県教育委員会
教育長 山田雅文

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和6年11月21日付け財第342号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。



財 第 342 号
令和6年11月21日

大分県教育委員会
教育長 山田 雅文 殿

大分県知事 佐藤 樹一郎

議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 議案名
・ 損害賠償の額の決定について
- 2 議案提出県議会
令和6年第4回定例会

県立佐伯支援学校 著作権侵害に係る損害賠償について

特別支援教育課

1 概要

平成28年1月：県立佐伯支援学校職員が、児童及び保護者向けに発行している小学部通信「のびのび」第9号を作成する際に、インターネット上で公開されたイラスト画像を無断で使用。同校が同通信を児童に配布するとともに同校のホームページにおいて公開。

令和6年6月：相手方から同イラストの許諾外利用の連絡と使用料が示された文書が届いた。

2 相手方

大阪府在住のイラストレーター

3 損害賠償額

286,000円

- ・ 今回の案件は、イラストの無断使用による著作権の侵害（著作権法違反）により、著作権者に損害を与えたものである。
- ・ 相手方から請求を受けた金額286,000円については、相手方の利用規約に基づき算出した金額である。

4 再発防止策

- ①注意喚起文書の発出（「学校ホームページの記事作成や公開申請・承認時におけるチェックリストの活用について（通知）」）
- ②県教委作成のイラスト検索サイトにおいて、県立学校が無料で使用できるイラストを提供
- ③イラスト使用文書等を決裁する際に、チェックリストにより著作権侵害の有無を確認
- ④ホームページにて公開中の記事に使用されているイラストについて、著作権侵害の有無を再確認



当該イラスト
掲載エリア

佐伯支援学校の小学部通信